

## 自己資本の構成に関する開示事項【埼玉りそな銀行・単体】

(単位:億円、%)

項目	2024年6月末	2024年3月末
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	3,992	3,886
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,700	1,700
うち、利益剰余金の額	2,292	2,297
うち、自己株式の額(△)	-	-
うち、社外流出予定額(△)	-	110
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1	1
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,994	3,888
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	18
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	115	116
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	1	1
前払年金費用の額	71	67
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	206	204
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,787	3,684
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	21,003	20,578
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	358	320
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,363	1,363
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	22,725	22,262
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	16.66%	16.55%